

松本市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 必要書類一覧表

	提出書類等	具体的な書類例	○⇒必須 △⇒場合により必要	確認欄
①	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書	(様式1-1) (世帯員が5人以上の場合は、申請用紙を2枚使用してください)	○	
②	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請時確認書	(様式1-2)	○	
③	本人確認書類の写し(世帯構成がわかるもの)	世帯全部の住民票の写し(単身世帯は免許証等で可)	○	
④	社会福祉協議会が実施する特例貸付(総合支援資金の再貸付)が確認できる書類の写し	・再貸付の借用書(写し)(再貸付の貸付決定書の写しでも可) ・再貸付の振込みがわかる通帳等の写し ※不承認だった場合、不承認通知の写し ※書類がない場合は⑤が必須	△ ※ない場合は⑤が必要	
⑤	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再貸付不承認・過去借入状況報告書	(様式1-3) ④の書類がない場合に提出	△ ※④がない場合のみ	
⑥	申請月の収入が確認できる書類の写し(申請者・世帯員全員分)	・給与明細書、売上・経費がわかる台帳、各種手当・年金等の振込記録(通帳)など ・収入がない場合は、通帳など ・申請日の属する月の収入が確実に推計できる方はその書類。推計が困難な場合は、直近3か月又は前月の収入額が確認できる書類の写し ※非課税の年金・手当も収入となります ※自営業等で売上-経費=マイナスの場合は0円と扱います	○	
⑦	金融資産が確認できる書類の写し(申請者・世帯員全員分)	・通帳、ネットバンクの残高確認画面の写し ・通帳の写しは口座・氏名が確認できるページも提出してください ・お持ちの口座全ての分が必要になります(預貯金(定期預金含む)) ・提出の前に必ず記帳をしてください ※貸付の振込確認、支援金の振込先確認にも必要(社協からの3回の振込記録)	○	
⑧	求職活動関係書類	求職受付票(ハローワークカード)の写し(求職番号を申請書に記載した場合は不要) ※生活保護申請中の方は不要	△	
⑨	生活保護の申請をしていることがわかる書類	生活保護申請書の写し(生活保護課の受領印があるもの) ※生活保護を申請中の方のみ	△ ※生活保護申請中の場合のみ	

今後の生活の自立に向けて、下記の(1)又は(2)のいずれかの活動を行うことが必要です。

※求職活動が確認できない場合には、支給を中止します。

- (1) 公共職業安定所(ハローワーク)に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。
(具体的には下記の①～③)

- ① 月1回以上、自立相談支援機関(まいさぼ松本)へ報告書を提出
② 月2回以上、公共職業安定所(ハローワーク)で職業相談等を受ける
③ 原則週1回以上、求人先への応募を行う又は求人先の面接を受ける
(求人はハローワークからの紹介以外でも可)

※上記①～③の活動は所定の様式で報告をいただきます。
報告書の様式、報告方法、報告時期など詳細は、支給決定者へお知らせします。

- (2) 就労による自立が困難であり、この給付金終了後の生活が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと。